

③ 感染対策向上加算等における専従要件の明確化

第1 基本的な考え方

感染対策等の専門的な知見を有する者が、介護保険施設等からの求めに応じてその専門性に基づく助言を行えるようにする観点から、感染対策向上加算等のチームの構成員の専従業務に当該助言が含まれることを明確化する。

第2 具体的な内容

感染対策向上加算、緩和ケア診療加算、外来緩和ケア管理料及び褥瘡ハイリスク患者ケア加算の施設基準で求める各チームに専従の者は、各加算等で求めるチーム構成員としての業務に影響のない範囲において、介護保険施設等からの求めに応じて当該構成員の専門性に基づく助言を行っても差し支えないこととする。

改 定 案	現 行
<p>【感染対策向上加算】 [施設基準]</p> <p>1 感染対策向上加算 1 の施設基準 (2) 感染防止対策部門内に以下の構成員からなる感染制御チームを組織し、感染防止に係る日常業務を行うこと。 ア～エ (略) アに定める医師又はイに定める看護師のうち 1 名は専従であること。なお、感染制御チームの専従の職員については、抗菌薬適正使用支援チームの業務を行う場合、感染対策向上加算 2、感染対策向上加算 3 又は外来感染対策向上加算に係る届出を行った他の保険医療機関に対する助言に係る業務を行う場合及び</p>	<p>【感染対策向上加算】 [施設基準]</p> <p>1 感染対策向上加算 1 の施設基準 (2) 感染防止対策部門内に以下の構成員からなる感染制御チームを組織し、感染防止に係る日常業務を行うこと。 ア～エ (略) アに定める医師又はイに定める看護師のうち 1 名は専従であること。なお、感染制御チームの専従の職員については、抗菌薬適正使用支援チームの業務を行う場合及び感染対策向上加算 2、感染対策向上加算 3 又は外来感染対策向上加算に係る届出を行った他の保険医療機関に対する助言に係る業務を行う場合</p>

<p><u>介護保険施設等又は指定障害者支援施設等（以下この区分において「介護保険施設等」という。）からの求めに応じ、当該介護保険施設等に対する助言に係る業務を行う場合には、感染制御チームの業務について専従とみなすことができる。ただし、介護保険施設等に赴いて行う助言に携わる時間は、原則として月10時間以下であること。また、介護保険施設等は次に掲げるものをいう。</u></p> <p><u>イ 指定介護老人福祉施設</u> <u>ロ 指定地域密着型介護老人福祉施設</u> <u>ハ 介護老人保健施設</u> <u>ニ 介護医療院</u> <u>ホ 指定特定施設入居者生活介護事業所</u> <u>ヘ 指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業所</u> <u>ト 指定介護予防特定施設入居者生活介護事業所</u> <u>チ 指定認知症対応型共同生活介護事業所</u> <u>リ 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所</u> <u>ヌ 指定障害者支援施設</u> <u>ル 指定共同生活援助事業所</u> <u>ヲ 指定福祉型障害児入所施設</u> （中略）</p>	<p>には、感染制御チームの業務について専従とみなすことができる。 （中略）</p>
<p>【緩和ケア診療加算】 [施設基準] 1 緩和ケア診療加算に関する施設基準 (1) 当該保険医療機関内に、以下の4名から構成される緩和ケアに係るチーム（以下「緩和ケアチーム」という。）が設置されていること。 ア 身体症状の緩和を担当する</p>	<p>【緩和ケア診療加算】 [施設基準] 1 緩和ケア診療加算に関する施設基準 (1) 当該保険医療機関内に、以下の4名から構成される緩和ケアに係るチーム（以下「緩和ケアチーム」という。）が設置されていること。 ア 身体症状の緩和を担当する</p>

<p>専任の常勤医師 イ 精神症状の緩和を担当する 専任の常勤医師 ウ 緩和ケアの経験を有する専 任の常勤看護師 エ 緩和ケアの経験を有する専 任の薬剤師</p> <p>なお、アからエまでのうちい ずれか1人は専従であること。 ただし、緩和ケアチームが診察 する患者数が1日に15人以内 である場合は、いずれも専任で 差し支えない。</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) <u>(1)の緩和ケアチームの専従</u> <u>の職員について、介護保険施設</u> <u>等からの求めに応じ、当該介護</u> <u>保険施設等において緩和ケアの</u> <u>専門性に基づく助言を行う場合</u> <u>には、緩和ケアチームの業務に</u> <u>ついて専従とみなすことができ</u> <u>る。ただし、介護保険施設等に</u> <u>赴いて行う助言に携わる時間</u> <u>は、原則として月10時間以下で</u> <u>あること。</u></p> <p>(4)～(14) (略)</p> <p>※ <u>外来緩和ケア管理料も同様。</u></p>	<p>専任の常勤医師 イ 精神症状の緩和を担当する 専任の常勤医師 ウ 緩和ケアの経験を有する専 任の常勤看護師 エ 緩和ケアの経験を有する専 任の薬剤師</p> <p>なお、アからエまでのうちい ずれか1人は専従であること。 ただし、緩和ケアチームが診察 する患者数が1日に15人以内 である場合は、いずれも専任で 差し支えない。</p> <p>(2) (略)</p> <p>(新設)</p> <p>(3)～(13) (略)</p>
<p>【褥瘡ハイリスク患者ケア加算】 [施設基準]</p> <p>1 褥瘡ハイリスク患者ケア加算に 関する施設基準</p> <p>(2) 褥瘡管理者は、その特性に鑑 みて、褥瘡ハイリスク患者ケア加 算を算定すべき患者の管理等に 影響のない範囲において、オスト ミー・失禁のケアを行う場合又は <u>介護保険施設等からの求めに応</u> <u>じ、当該介護保険施設等におい</u> <u>て褥瘡管理の専門性に基づく助</u> <u>言を行う場合には、専従の褥瘡管理</u> <u>者とみなすことができる。ただ</u></p>	<p>【褥瘡ハイリスク患者ケア加算】 [施設基準]</p> <p>1 褥瘡ハイリスク患者ケア加算に 関する施設基準</p> <p>(2) 褥瘡管理者は、その特性に鑑 みて、褥瘡ハイリスク患者ケア加 算を算定すべき患者の管理等に 影響のない範囲において、オスト ミー・失禁のケアを行う場合に は、<u>専従の褥瘡管理者とみなす</u> <u>ことができる。</u></p>

<p>し、介護保険施設等に赴いて行う 助言に携わる時間は、原則として 月10時間以下であること。</p>	
--	--